大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金取扱要領

この要領は、大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金交付要綱（以下「要綱」という。）第１６条の規定に基づき、大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金（以下「専攻科支援金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

**１　専攻科支援金の概要について**

(1)専攻科支援金の支給方法

専攻科支援金の支給は、要綱第４条により、学校設置者による代理受領により行う。

具体的には、学校設置者が、在学する生徒に代わって専攻科支援金を大阪府から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済に充てることにより代理受領を行うことになる。

(2)対象となる学校

要綱第２条の「私立高等学校等専攻科」とは、大阪府内に設置されている私立の高等学校等の設置する専攻科の学科のうち、以下の①又は②の要件を満たすものとする。

1. 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学基準を満たす過程」とは、平成２８年文部科学省告示第６３号又は第６４号に定める基準を満たすものとする。

1. 国家資格者養成課程を有するもの

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

(3)対象となる者

専攻科支援金の対象となる者は、(2)の高等学校等専攻科に在学し、以下の①～⑤の全ての要件を満たす者（以下「受給権者」という。）とする。

①日本国内に住所を有する者

②高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（以下、「高等学校等専攻科」という。）を修了していない者

③高等学校等専攻科に在学した期間が通算して２４月（特別支援学校は３６月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち３６月を超える修業年限を定めているものであって、当該高等学校等を所管する都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。）を超えない者

在学期間は、その初日において高等学校等専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、次に掲げる期間は通算しないものとする。

・日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることのできた月を除く。）

・高等学校等専攻科を休学していた期間（令和２年４月１日以前に高等学校等専攻科を休学していた期間を含む。）

④保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下のア又はイに該当する者

ア　保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者

イ　保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が８５，５００円未満である者（アに該当する者を除く。）

ここでいう保護者等とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。

なお、高等学校等専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒等の保護者であった者」（生徒等の父母であれば、その両名）を指すものとして取り扱うこととする。

⑤以下のいずれかに該当する学科に通う者

ア　大学への編入学基準を満たす過程

イ　国家資格者養成課程

なお、①～⑤に該当する者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、補助の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると教育長が判断した場合は、この限りではない。また、年度の途中でア～ウのいずれかに該当することとなった場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イとウについては翌年度の４月から補助の対象としないこととする。

学校設置者は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が次のア～ウに該当しないことの確認を行い、個人対象要件証明書（様式４（１）又は（２））を教育長に提出する。

ア　退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であって、三か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。）。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ　一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の５割以下の者

ウ　一の年度における出席率が５割以下の者

 (4)支給期間

補助金の算定対象となる専攻科支援金の支給期間は、最大で２４月とする。

ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては、当該修業年限とする。

なお、生徒が転学等をする場合は、以下の計算式に基づき、転学元での支給期間を勘案した上で、転学先での残りの支給期間を計算することとする。

＜転学先での残りの支給期間＞

転学先の修業年限（月数）から転学元の在学期間相当（※）を除いた月数

※転学元での在学月数×転学先の修業年限／転学元の修行年限（端数切捨て）

(5)　専攻科支援金の額

①　専攻科支援金の額及び補助対象上限額

補助金の算定対象となる専攻科支援金の額は、支給対象高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額（(3)④イに該当する者（住民税非課税に準ずる世帯）については、授業料の月額に相当する額の１／２の額）とする。

ただし、授業料の月額に相当する額（(3)④イに該当する者（住民税非課税に準ずる世帯）については、授業料の月額に相当する額の１／２の額）が以下の表の補助対象上限額を超える場合にあっては、専攻科支援金の額は補助対象上限額とする。）となる。

補助対象上限額は以下の表のとおりとする。この表中、「区分１」は、(3)④アに該当する者（住民税非課税世帯）とし、「区分２」は、(3)④イに該当する者（住民税非課税に準ずる世帯）とする。

＜専攻科支援金の補助対象上限額＞

|  |  |
| --- | --- |
| 区分１ | 区分２ |
| 35,600円 | 17,800円 |

②　授業料債権への充当

補助金の算定対象となる専攻科支援金の額は、授業料の月額に相当する額（補助対象上限額を超える場合にあっては、補助対象上限額）、つまり、学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が専攻科支援金の額となる。

また、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、専攻科支援金の支給ではないため、補助対象とはならない。専攻科支援金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

(6)所得に応じた支給

専攻科支援金は、(5)①のとおり所得に応じた補助対象上限額を設けているが、所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象となる世帯 | 保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額 | 世帯年収の目安（参考） |
| 区分１　住民税非課税世帯 | ０円（非課税） | 270万円未満程度 |
| 区分２　住民税非課税に準ずる世帯※住民税非課税世帯の1/2倍 | 100円（※）以上85,500円未満 | 270～380万円未満程度 |

* 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が１～99円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において１～99円と記載されている場合であっても、住民税非課税世帯の支給額の対象となる。

**２　専攻科支援金の支給手続**

(1)受給資格認定

受給資格者である生徒が専攻科支援金の支給を受けようとする場合には、受給資格認定申請書（様式１）に、保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、在学する学校設置者を通じて教育長に提出し、その認定を受ける必要がある。

なお、所得確認を行う保護者等の全員または一部が住民税の賦課期日（１月１日）に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、補助の対象とはせず、保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象とする。

学校設置者は、生徒から提出された認定申請書に受給資格認定申請者一覧（様式２）、個人対象要件証明書（様式４）を添えて教育長に提出する。

教育長は、受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定し、学校設置者を通じて生徒に通知（認定通知は様式５、不認定通知は様式６）するとともに、支給決定（予定）額も通知（様式２４）する。

学校設置者は、教育長から生徒への受給資格認定（不認定）通知及び支給決定（予定）通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

(2)収入状況の届出

受給権者である生徒は、毎年度、教育長が別に通知する日までに、課税証明書等を添付した収入状況届出書（様式１）を、学校設置者を通じて教育長に提出する。

受給権者である生徒（支給停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときも、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに教育長に提出する。ただし、既に当該年度の課税証明書等を提出している場合は、添付することを要しない。

学校設置者は、生徒から提出された収入状況届出書に収入状況届出者一覧（様式３）を添えて教育長に提出する。

教育長は、支給の可否及び支給額を判定し、継続支給することに決定した生徒については、学校設置者を通じて、支給決定（予定）通知（様式２４）又は変更支給決定（予定）通知（様式２５）、所得制限額以上となった生徒については、受給資格消滅通知（様式８）を通知する。

なお、生徒が正当な理由がなく収入状況届出をしないときは、専攻科支援金の支払を一時差し止め、学校設置者を通じて支払差止を通知（様式１１）する。

支払の一時差止期間中に、保護者等の変更があった場合も、生徒は学校設置者を通じて、収入状況届出書等を速やかに教育長に提出する。（離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、一度差し止めとなっていても、変更後の保護者等の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。）

支払の一時差止期間は７月～翌年６月を基本とし、毎年度、教育長が別に通知する日を超過して収入状況届出書等の提出があった場合に、提出があった翌月分から支給することとする。ただし、提出しなかったことにやむを得ない理由があった場合には遡って支給する。

なお、一時差し止めを受けている者が、翌年７月に収入状況届出書等の提出を行わなかった場合は、さらに１年間を基本とし、支払を一時差し止める。

学校設置者は、教育長から生徒への支給決定（予定）通知、変更支給決定（予定）通知、受給資格消滅通知又は支払差止通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

(3)専攻科支援金の支給停止、再開

受給権者の生徒（一時差止中の者を含む。）が休学し、支給停止を希望する場合、支給停止申出書（様式１３）を、学校設置者を通じて教育長に提出する。学校設置者は、生徒から提出された支給停止申出書に支給停止申出者一覧（様式１４）を添えて教育長に提出する。教育長は、支給停止を決定し、生徒に学校設置者を通じて通知（様式１５）する。

支給停止中の生徒が復学した場合、支給再開申出書（様式１７）に収入状況届出書等（様式１に課税証明書等を添付したもの）を添えて、学校設置者に提出する。ただし、既に当該年度の課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すればよい。学校設置者は、支給再開申出書に支給再開申出者一覧（様式１８）を添えて教育長に提出する。

教育長は、支給の可否及び支給額について判定したうえで支給再開を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給再開通知（様式１９）（所得要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅通知（所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合）を発出する。

学校設置者は、教育長から生徒への支給再開通知又は受給資格消滅通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

なお、生徒が支給停止を申し出たとき、当該申出の日の属する月の翌月（当該申出のあった日が月の初日である場合には、当該月）から、支給再開申出の日の属する月（支給再開申出のあった日が月の初日である場合には、当該月の前月）までの間、専攻科支援金の支給は停止され、当該休学期間は１(4)の支給期間に算入されない。

(4)授業料額及び授業料減免額の変更

学校設置者は、受給権者である生徒の授業料額または授業料減免額に変更があった場合は、授業料減免に係る授業料額変更届出（様式２３）を作成し、教育長に提出する。

(5)専攻科支援金の受給資格消滅通知

学校設置者は、修了、退学及び転学又は１(3)ア～ウのいずれかに該当となった等により、受給権者である生徒の受給権が消滅した場合には、受給資格消滅者一覧（様式１０）を作成し、個人対象要件証明書（様式４（１））を添えて教育長に提出する。

教育長は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、生徒の受給資格の消滅を確定し、学校設置者を通じて生徒に通知（様式７又は様式９）する。

学校設置者は、教育長から生徒の受給資格消滅通知を受領した場合、生徒に配付する。（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。）

なお、生徒が収入状況届出書等を提出した結果、所得制限に該当した場合に、教育長から（所得制限に係る）受給資格消滅通知を受け取ったときは、他の場合と同様に、生徒に配付する。

附則

この要領は、令和２年６月１５日から施行し、令和２年度の事業から適用する。